

西会津町長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、町政の円滑な運営を図るため、町長等が町を代表し外部の個人又は団体との交際に要する経費(以下「交際費」という。)の支出基準を定めるものとする。

(支出先)

第2条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 西会津町の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 西会津町勢の伸展に功績があったもの
- (3) 災害、事故等があったもの
- (4) 町長が特に必要と認めたもの

(支出区分等)

第3条 交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次の区分に基づいて支出することができるものとする。

| 支出区分 | 内 容 | 金 額 等 |
|------|---|--|
| 会 費 | 懇親会等の参加に係る経費 | 5,000 円以内(会費が記載されている場合はその額) |
| 祝 費 | 祝賀会、式典、総会、各種団体の大会等の出席に係る経費 | 飲食を伴う場合は 10,000 円以内、飲食を伴わない場合は 5,000 円以内 |
| 弔 費 | 葬儀、法要等における香典、供花、供物等の支出に係る経費 | 別表に定める額(特に必要と認められる者については社会通念上、妥当と認められる額の範囲内で供花、供物をする事ができる) |
| 見舞費 | 病気、負傷、災害等の見舞いに係る経費 | 社会通念上、妥当と認められる額 |
| 協賛費 | 各種大会等の協賛に係る経費 | 社会通念上、妥当と認められる額 |
| 激励費 | 本町の公益性を高める団体、個人を激励するための経費(町が補助金等の負担を行っている場合を除く) | 社会通念上、妥当と認められる額 |
| 懇談費 | 町政運営上、有益な交際を目的とする懇談に要する経費 | 社会通念上、妥当と認められる額 |
| 贈答費 | 来客等への土産、贈答品、記念品の購入に係る経費 | 社会通念上、妥当と認められる額 |
| その他 | その他町政運営上、町長が特に支出する必要があると認められる経費 | 社会通念上、妥当と認められる額 |

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、公布の日から施行し、平成21年8月5日以降に支出の原因があったものについて適用する。

別表（第3条関係）

| 関 係 | 香 典 |
|--|-----------------|
| 町議会議員本人 | 50,000円 |
| 町議会議員の配偶者・実父母・子 | 5,000円 |
| 町職員本人（町長、副町長、教育長を含む） | 10,000円 |
| 町職員の配偶者・実父母・子 | 5,000円 |
| 元町四役本人 | 10,000円 |
| 町名誉町民 | 50,000円 |
| 町特別功勞表彰受賞者 | 50,000円 |
| 町功勞表彰受賞者 | 20,000円 |
| 監査委員、選挙管理委員会委員、教育委員会委員（教育長を除く）、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員 | 10,000円 |
| 自治区長本人 | 10,000円 |
| 消防団関係（団長・副団長・分団長） | 10,000円 |
| 管内市町村長現職 | その都度町村会等と協議 |
| 管内市町村長前職・元職 | その都度町村会等と協議 |
| 管内市町村長配偶者・同居の実父母 | その都度町村会等と協議 |
| 県内の市町村長現職 | その都度町村会等と協議 |
| 県内の市町村長前職・元職 | その都度町村会等と協議 |
| 県内の市町村長配偶者・同居の実父母 | その都度町村会等と協議 |
| その他町長が特に必要と認める者 | 社会通念上、妥当と認められる額 |